行財政改革大綱実施計画

重点項目番号	8	番号	④

1．実施事項名	給与の適正化	2．担当課（執行する課）	総務部　職員課
3．現状・問題点・必要性 （なぜやるのか）	近年、民間企業においては、限られた人件費を従業員の職務や成果に応じて適切に配分しようとする能力主義、成果主義等による賃金制度が浸透してきており、公務においても、厳しい地方財政事情の下、民間と同様に、給与の年功的上昇を抑制し、職務・職責と実績を十分に反映し得る給与システムを構築することが不可欠となってきている。また職員に支給する諸手当については民間の支給水準を精査し、過度の支給とならないよう努めなければならない。	4．責任者名（執行責任者）	職員課長　山下　章光
		5．担当課電話番号	22-9605
		6．対象等（なにを・だれを）	職員の給与・諸手当
7．実施する内容・目標数値 （なにを、いつまでに、どのようにやるのか） （集中改革プラン関連項目については、平成22年4月1日の目標数値を合わせて記載する。）	国家公務員の給与構造改革に準じ、平成18年度から年功的な給与上昇要因を抑制した給与システムを構築するとともに、職務・職責や勤務実績に応じた適切な給与を確保する。また諸手当についても、民間の支給水準を考慮しできる限り是正を行うものとする。また特殊勤務手当についても社会通念上、その特殊性が薄れてきているものについては、合併時見直しを行ったが再度見直しを行うものとする。	8．成果（どうなるのか）	歳出における人件費の抑制
		9．財政効果額（千円） （いくら削減されるのか）	

10．目標を達成するための活動指標（全体目標を達成するために個別に実施する項目　なにをどけだけやるのか）

指標名	目標値	定義・算定式
給与構造の見直し		国家公務員に準じ給与上昇の抑制・フラット化
諸手当の見直し		民間水準を考慮し扶養手当・通勤手当等の見直し
特殊勤務手当の見直し		合併時大幅な見直しを行ったが、社会通念上合理的でない特殊勤務手当の再度の見直し

11．行程表（いつまでにやるのか）

平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
10月		4月	10月	4月	10月	4月	10月
⇨			⇨	⇨	⇨	⇨	⇨
⇨			⇨	⇨	⇨	⇨	⇨
			⇨	⇨	⇨	⇨	⇨